

報道関係者 各位

担 当	平成 29 年 6 月 30 日		
	高知労働局雇用環境・均等室		
	室 長	松原 大	
	上 席 指 導 官	西岡 美江	
	労働紛争調整官	内村 聡一郎	
	電話 088(885)6041		

いじめ・嫌がらせ、退職、解雇の相談が上位を占める

ー平成 28 年度の労働相談、紛争解決制度等の状況についてー

高知労働局（局長 園田智幸）は、民事上の個別労働紛争の適切かつ迅速な解決を図る「個別労働紛争解決制度」の利用状況、及びセクシュアルハラスメント、いわゆるマタニティハラスメント等の相談状況、雇用均等関係法令による紛争解決援助制度の利用状況について、平成 28 年度分をとりまとめたのでお知らせします。詳細については資料 No.1 を、制度の概要については資料 No.2 を参照してください。

【平成 28 年度の相談、助言・指導申出、あっせん申請、雇用均等関係法令に係る処理状況】

●総合労働相談件数	4,876 件（前年比約 2.1%増）
●個別労働紛争解決制度に基づく処理状況	
・民事上の個別労働紛争相談件数	1,231 件（同 約 4.8%減）
・助言・指導申出件数	34 件（同 約 15%減）
・あっせん申請件数	32 件（同 約 23.1%増）
●雇用均等関係法令に係る処理状況	※パーセンテージは小数点以下第 4 位を四捨五入
・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談件数	1,208 件
・紛争解決援助申立件数	0 件

（１）総合労働相談は増加、民事上の個別労働紛争相談は減少

総合労働相談は前年度と比較して 99 件（2.1%）増加し 4,876 件であったが、このうち民事上の個別労働紛争相談は 62 件（4.8%）減少し 1,231 件であった。

（２）「いじめ・嫌がらせ」の相談が 353 件で最多、次いで「自己都合退職」、「解雇」が多い

民事上の個別労働紛争の相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」が 353 件で 7 年連続最多、次いで「自己都合退職」が 225 件、「解雇」が 191 件となり、この 3 項目で全項目のほぼ半数を占めた。

（３）助言・指導の申出、あっせん申請件数等の状況

労働局長による助言の申出件数は前年度よりも 6 件減少し 34 件で、うち取下げや繰越分を除く 29 件について助言を実施したところ 9 件が解決した。申出内容は「いじめ・嫌がらせ」が 19 件、「労働条件引下げ」が 4 件、解雇と自己都合退職が各 3 件、雇止めと賠償が各 2 件などであった。

あっせん申請は前年度よりも 6 件増加し 32 件で、うち 15 件であっせんを開催し、7 件で合意が成立した。

申請を内容別にみると、「いじめ・嫌がらせ」について金銭補償を求めるものが最も多く 14 件、次いで「解雇」について謝罪や金銭補償を求めるものが 11 件、「労働条件引下げ」「その他の労働条件」が各 4 件などであった。

（４）雇用均等関係法令に係る処理状況

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は 1,208 件で、そのうちセクシュアルハラスメントについての相談は 25 件、いわゆるマタニティハラスメントについての相談は 31 件であった。なお、同法に基づく紛争解決援助の申立件数は 0 件であった。

高知労働局における労働相談、助言・指導申出、あっせん申請、雇用均等関係法令に係る処理状況について（平成 28 年度）

1 平成 28 年度（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月）の状況

高知労働局における平成 28 年度の総合労働相談の受理件数、及び、そのうち民事上の個別労働紛争相談の受理件数、個別労働紛争解決制度による助言・指導の申出受理件数、あっせん申請の受理件数は次のとおりです。

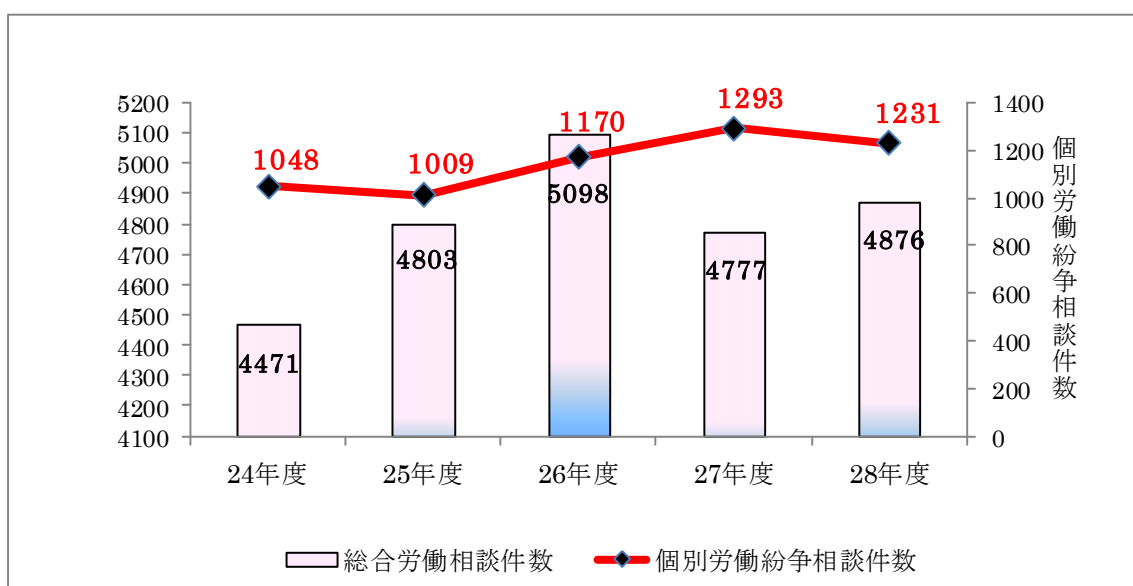
●総合労働相談件数	4,876 件
●民事上の個別労働紛争相談件数	1,231 件
●労働局長の助言・指導申出件数	34 件
●高知紛争調整委員会によるあっせん受理件数	32 件

- ※ 総合労働相談とは、民事上の個別労働紛争相談のほか、各種の労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法など）違反に関する相談や、各種申請等についての問い合わせなどを含む相談全体を指します。
- ※ 民事上の個別労働紛争相談とは、不当解雇やいじめ・嫌がらせ、雇止めといった労使紛争のうち、民事上のトラブルに関する相談です。
- ※ 相談件数は、高知労働局雇用環境・均等室及び、同局内と県内 4 の労働基準監督署に設置された総合労働相談コーナーで受理したものの総数です。

2 相談件数の推移

各年度における総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数（以下「個別労働紛争相談」という。）の推移はつぎのとおりです。

図 1 相談件数の推移



3 個別労働紛争相談の状況

平成 28 年度の個別労働紛争相談を内容別にみた合計は 1,546 件であり、前年度よりも 40 件（約 2.5%）の減少となりました。増加した相談内容としては、「労働条件の引き下げ」が 26 件増の 115 件、「賠償」が 7 件増の 46 件、「障害者差別」が 6 件増の 8 件、「募集」が 6 件増の 7 件、「雇止め」が 5 件増の 60 件、「配置転換」が 5 件増の 50 件、「採用内定取消」が 4 件増の 9 件などでした。一方で減少した相談内容としては、「解雇」が 27 件減の 191 件、「いじめ・嫌がらせ」が 24 件減の 353 件、「雇用管理改善等」が 16 件減の 28 件、「退職勧奨」が 7 件減の 70 件などでした。（内容が多岐にわたる「その他の労働条件」を除く。）

「いじめ・嫌がらせ」については、件数としては前年度よりも減少しましたが、統計データが残る平成 22 年度以降では歴代 2 番目に多い件数となりました。平成 25 年度以降は年間 300 件を上回り、相談全体の 4 分の 1 近い割合を占める状況が続いています。次いで件数の多い「自己都合退職」「解雇」と合わせた 3 項目が相談全体のほぼ半分を占めており、この状況は今後も続くと考えられます。

なお、「その他の労働条件」は、相談の一定割合を占めますが、労働条件のうち主要項目に分類されない内容を集めたものであり、例えば、年次有給休暇制度や退職金制度、賞与の取り扱い、業務内容やシフトに関する不満、職場復帰にかかる取り扱い等、その内容は多岐にわたっています。また、「その他の紛争」も一定数がみられますが、労働条件ではない内容にかかる相談であり、例えば、立替金の返還や誓約書の内容、離職票の記載や源泉徴収票・賃金明細書の交付等、こちらも多岐にわたっています。

表 1 過去 5 年間の個別労働紛争相談内容別件数の推移

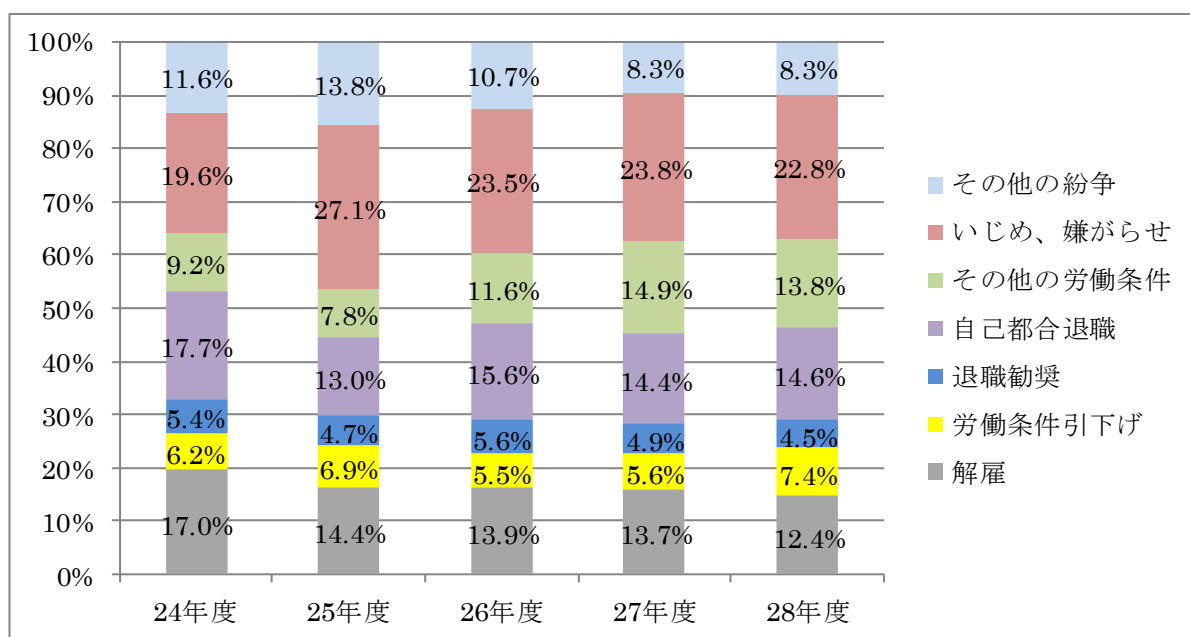
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	前年比	28 年度 構成比
解雇	215	170	203	218	191	-12.4%	12.4%
労働条件引下げ	78	82	80	89	115	29.2%	7.4%
出向・配置転換	53	41	31	45	53	17.8%	3.4%
退職勧奨	69	56	81	77	70	-9.1%	4.5%
懲戒処分	12	7	9	16	14	-12.5%	0.9%
採用内定取消	5	5	7	5	9	80.0%	0.6%
雇止め	35	39	58	55	60	9.1%	3.9%
昇給・昇格	4	1	2	3	6	100.0%	0.4%
自己都合退職	225	154	227	228	225	-1.3%	14.6%
その他の労働条件	117	92	169	236	213	-9.7%	13.8%
募集・採用	7	10	16	13	20	53.8%	1.3%
定年・年齢差別	1	3	1	4	3	-25.0%	0.2%
障害者差別	0	0	0	2	8	300%	0.5%
雇用管理改善、その他	6	9	42	44	28	-36.4%	1.8%
労働契約の承継	4	1	0	4	4	-	0.3%

いじめ、嫌がらせ	249	320	342	377	353	-6.4%	22.8%
教育訓練	0	1	1	0	0	-	0.0%
人事評価	5	2	3	0	0	-	0.0%
賠償	36	25	28	39	46	17.9%	3.0%
その他の紛争	147	163	156	131	128	-2.3%	8.3%
合計	1268	1181	1456	1586	1546	-2.5%	100.0%

※「解雇」は普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計です。

※1件の相談が複数の内容を含む場合があるため、内容別にみた件数の合計は相談件数の合計と一致しません。

図2 主な個別労働紛争相談内容の構成比



※グラフのパーセンテージは、内容別にみた合計件数に占める各相談内容の割合を表します。

4 個別労働紛争相談者の状況

個別労働紛争の相談者としては、労働者が1,039件（全体の約84.4%）、使用者が140件（全体の約11.4%）、その他が52件でした。相談の対象となった労働者の就労状況をみると、正社員が413件で最も多く、次いで期間契約社員が173件、パートが132件、派遣労働者が29件となっています。（その他及び不明の者を除く。）

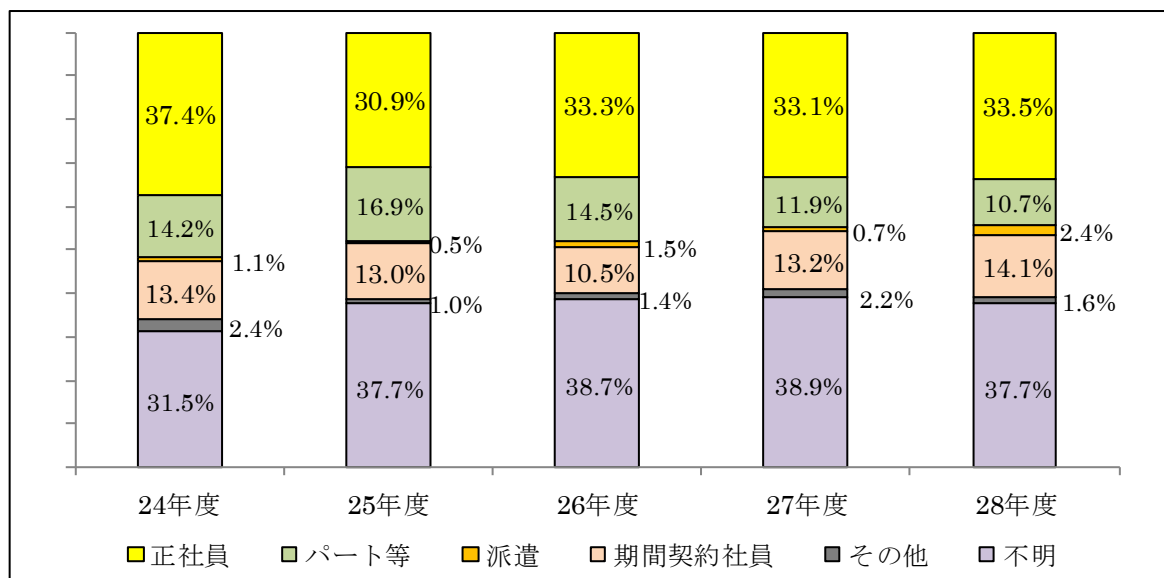
表2 個別労働紛争相談対象者の就労状況内訳

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	前年比
正社員	392	312	390	428	413	-3.5%
パート等	149	171	170	154	132	-14.3%
派遣	12	5	18	9	29	222.2%
期間契約社員	140	131	123	171	173	1.2%

その他	25	10	16	28	20	-28.6%
不明	330	380	453	503	464	-7.8%
合計	1048	1009	1170	1293	1231	-4.8%

※「その他」には表中にない就労形態が区分されます。

図3 個別労働紛争相談対象者の就労状況構成比



5 労働局長による助言・指導申出件数、紛争調整委員会によるあっせん申請件数等

(1) 平成28年度の助言・指導申出件数等の状況

「助言・指導」の申出受理件数は34件で、前年度よりも6件減少しました。申出は全て労働者からあったもので、申出人の就労状況としては正社員17件、パート・アルバイト6件、期間契約社員4件、派遣1件、不明6件（詳細を確認する前に申出が取下げられたものや、処理において就労状況が確認できなかったもの等）となっています。

申出の内容としては「いじめ・嫌がらせ」が最多で19件、次いで「労働条件引下げ」が4件、「解雇」「自己都合退職」が各3件、「雇止め」「賠償」が各2件、「採用」「配置転換」、年次有給休暇の取扱いをめぐる「その他労働条件」が各1件でした。（1件の事案が複数の内容を含む場合があるため、内容別にみた件数の合計と申出のあった件数の合計は一致しないことがある）。

申出を受理した事案のうち、事前解決等により取下げとなった事案を除く29件について口頭助言を実施した結果、9件が解決したほか、6件において改善がみられました。

(2) 平成28年度のアっせん申請件数等の状況

「あっせん」の申請受理件数は32件で、前年度よりも6件増加しました。申請は全て労働者からあったもので、就労状況としては正社員10件、パート・アルバイト4件、期間契約社員7件、派遣4件、不明7件（詳細を確認する前に取下げや不参加で打ち切りとなったもの）となっています。

申請内容としては「いじめ・嫌がらせ」が最多で14件、次いで「解雇」が11件、「労働条件引下げ」が4件、「その他労働条件」として、請求の有無に争いのある年次有給休暇や、規定のない

賞与の支払い、時間外割増賃金の不払いを苦にした退職について争うものが4件、「雇止め」3件、「自己都合退職」2件でした（1件の事案が複数の内容を含む場合があるため、内容別にみた件数の合計と申請のあった件数の合計は一致しないことがある）。

なお、平成28年度に受理したあっせんは32件ですが、年度内に処理した事案は前年度からの繰越し分1件を含む33件であり、このうち6件が取下げとなり、次期繰越となった4件を除く23件のうち15件について事業場があっせんに参加し、あっせんが開催された結果、7件において合意が成立しました。（参加率51.7%、合意率は処理を完結した事案について約24.1%、あっせんを開催した事案について約46.7%）

表3 助言指導の申出とあっせん申請受理件数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
助言・指導	30	31	34	40	34
あっせん	34	36	31	26	32

表4 過去5年間の「助言・指導申出内容件数」「あっせん申請内容件数」の推移

	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	助言指導	あっせん	助言指導	あっせん	助言指導	あっせん	助言指導	あっせん	助言指導	あっせん
いじめ・嫌がらせ	3	8	3	9	5	7	18	6	19	14
解雇	2	14	2	12	2	16	4	16	3	11
労働条件引下げ	1	2	0	3	0	2	0	4	4	4
退職勧奨	0	2	2	2	5	1	3	1	0	0
雇止め	1	2	1	3	2	4	0	1	2	3
自己都合退職	2	3	2	1	6	1	3	1	3	2
その他労働条件	19	6	9	3	8	2	9	0	1	4
配置転換	0	1	1	2	2	0	4	1	1	0
賠償	0	3	0	0	0	0	2	0	2	0
募集・採用	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
雇用改善等	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
その他紛争	5	2	12	5	3	2	0	0	0	0
合計	33	43	32	41	37	35	44	30	36	38

※「解雇」は普通解雇、整理解雇、懲戒解雇を合計したものです。

※「募集・採用」は採用内定取消を含みます。

※1件の事案が複数の内容を含む場合があるため、「助言・指導」「あっせん」ともに、内容別にみた件数の合計は申出・申請があった件数の合計と一致しない場合があります。

表5 助言・指導申出内容、あっせん申請内容ごとの処理状況

	助言・指導				あっせん						
	内容別 件数	解決	未解決	取下げ・ 次期繰越	内容別 件数	あっせん 開催	合意	非合意	開催前 合意	不参加 打ち切り	取下げ・ 次期繰越
いじめ・嫌がらせ	19	7	10	2	14	7	3	4	0	2	5
解雇	3	0	3	0	11	4	4	0	0	3	4
労働条件引下げ	4	0	3	1	4	1	0	1	0	1	2
雇止め	2	2	0	0	3	2	1	1	0	1	0
自己都合退職	3	2	1	0	2	2	0	2	0	0	0
その他労働条件	1	0	1	0	4	2	2	0	0	2	0
配置転換	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
賠償	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
採用内定取消	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
計	36	12	20	4	38	18	10	8	0	9	11

※「解雇」は普通解雇、整理解雇、懲戒解雇を合計したものです。

※平成27年度からの繰り越し事案が含まれます。

※1件の事案が複数の内容を含む場合があるため、「助言・指導」「あっせん」とともに、内容別にみた件数の合計は申出・申請があった件数の合計と一致しない場合があります。

6 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法にかかる相談件数等について

(1) 男女雇用機会均等法に係る相談件数について

	性差別	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	セクシュアルハラスメント	母性健康管理	その他
平成 28 年度	4	16	25	22	6

(2) 育児・介護休業法に係る相談件数について

	育児（休業）	育児（休業以外）	介護（休業）	介護（休業以外）	育児・不利益取扱い（休業）	育児・不利益取扱い（休業以外）	介護・不利益取扱い	その他
平成 28 年度	179	375	149	342	10	4	0	27

(3) パートタイム労働法に係る相談件数について

	均等・均衡待遇	体制整備	正社員転換	その他
平成 28 年度	2	9	3	4

(4) いわゆるマタニティハラスメントに係る相談件数について

	マタニティハラスメント
平成 28 年度	31

(5) 労働局長の援助

男女雇用機会均等法第 17 条に基づくもの

	件 数		
	26 年度	27 年度	28 年度
法第 6 条関係（配 置 ・ 昇 進 ・ 教 育 訓 練 等 ）	0	0	0
法第 9 条関係（妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い）	4	1	0
法第 11 条関係（セ ク シ ュ ア ル ハ ラ ス メ ン ト 対 策 ）	2	2	0
計	6	3	0

育児・介護休業法第 52 条の 4 に基づくもの

	件 数		
	26 年度	27 年度	28 年度
育 児 関 係	0	2	0
介 護 関 係	0	0	0

パートタイム労働法第 21 条に基づくもの 0 件

(6)調停会議による調停

機会均等調停会議による調停(男女雇用機会均等法第 18 条)

	件数		
	26 年度	27 年度	28 年度
法第 6 条関係（配置・昇進・教育訓練等）	0	0	0
法第 9 条関係（妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い）	1	0	0
法第 11 条関係（セクシュアルハラスメント対策）	0	0	0
計	1	0	0

両立支援調停会議による調停(育児・介護休業法第 52 条の 5) 0件

均衡待遇調停会議による調停(パートタイム労働法第 22 条) 0件

【語句説明】

●個別労働紛争

個別労働紛争とは、「労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主の間の紛争」となります。ここで「労働関係」とは、労働契約または事実上の使用従属関係から生じる労働者と事業主の関係を意味します。

●総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーは、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が面談あるいは電話で対応しています。また、相談者の希望に応じて、裁判所、地方公共団体など他の紛争解決機関の情報を提供しています。

高知労働局においては、高知労働局及び高知県内4ヶ所の労働基準監督署（高知、須崎、四万十、安芸）内に設置しています。

（総合労働相談コーナー所在地等）

総合労働相談コーナー名	住所	電話	利用日時
高知労働局 総合労働相談コーナー	高知市南金田 1-39 4 階 高知労働局雇用環境・均等室内	088-885-6027	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:30～17:15
高知総合労働相談コーナー	高知市南金田 1-39 1 階 高知労働基準監督署内	088-885-6010	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:30～17:15
須崎総合労働相談コーナー	須崎市緑町 7-11 須崎労働基準監督署内	0889-42-1866	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:30～17:15
四万十総合労働相談コーナー	四万十市右山五月町 3-12 四万十労働基準監督署内	0880-35-3148	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:30～17:15
安芸総合労働相談コーナー	安芸市矢ノ丸 2-1-6 安芸労働基準監督署内	0887-35-2128	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:30～17:15

※12時から13時までは昼休憩時間のため相談対応は原則行っておりません。

●都道府県労働局長による助言・指導制度

「都道府県労働局長による助言・指導」は、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

この制度は、法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで民事上の個別労働紛争に関して、紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、なんらかの措置を強制するものではありません。なお、法違反の事実がある場合には、法令に基づいて、指導権限を持つ機関が行政指導などを実施することになります。

この都道府県労働局長による助言・指導制度の対象範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての民事上の個別労働紛争となります。具体的には、解雇（の妥当性）、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更など労働条件に関する紛争、いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争、会社分割による労働契約の継承、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争、募集・

採用に関する紛争、その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償を巡る紛争などとなります。

また、労働者が助言・指導の申出をしたことを理由に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

●紛争調整委員会によるあっせん制度

「紛争調整委員会によるあっせん」とは、紛争当事者の間に、国の委任を受けた公平・中立な第三者として労働問題の専門家（あっせん委員）が入り、双方の主張の要点を確かめ、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。「紛争調整委員会」は、弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されます。この紛争調整委員会の委員の中から指名された「あっせん委員」が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

あっせん制度の特徴としては、手続きが迅速・簡便であること、労働問題の専門家が担当すること、利用は無料であること、あっせんで合意した内容は民法上の和解契約の効力を持つこと、非公開でありプライバシーが保護されることなどがあります。

対象範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての民事上の個別労働紛争となります。具体的には、解雇（の妥当性）、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更など労働条件に関する紛争、いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争、会社分割による労働契約の継承、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争、その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償を巡る紛争などとなります。

また、労働者があっせん申請をしたことを理由に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

●（高知）労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

（高知）労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会は、高知県内での労働相談、個別労働紛争解決制度を有する機関・団体の相互連絡、情報交換を目的として平成14年に設立されました。以降、年1回の定例会議の他、各機関・団体の問合せ先等一覧ガイドの作成や合同研修会、合同広報活動を実施しています。

高知労働局雇用環境・均等室は当該協議会の事務局となり、構成機関及び協力機関・団体は以下のとおりです。

（構成機関）

高知労働局雇用環境・均等室、高知県労働委員会

高知県商工労働部雇用労働政策課

（協力機関・団体）

高知地方裁判所、法テラス高知、高知弁護士会、高知県司法書士会、高知県社会保険労務士会